



○解答欄の記入は、1マスにつき1文字とすること。なお、英字・数字は1マスに2文字を目安とする。

1 . 背景

立地適正化計画に基づき、居住誘導区域内に居住を誘導する一方で、居住誘導区域外の既存集落や住宅団地等に対して、引き続き良好な生活環境を確保することが求められている。

2 . 概要

跡地等管理等区域は、居住誘導区域外の既存集落や住宅団地等で発生する跡地等を適正に管理し、地域のコミュニティ形成や地域住民の余暇活動等の場として利活用する区域である①。当区域は、現存する跡地等に加え、今後発生のおそれのある空間的範囲の広がり<sup>②</sup>を考慮<sup>②</sup>して定める。

また当区域は、跡地等の管理や利活用に必要な緑地等の整備に係る指針（跡地等管理等指針）を定め、跡地等の適正な管理を行う<sup>③</sup>。

- ① 「・・・区域は、・・・区域である」になっており、ねじれています。
- ② 空間的範囲の広がりとは何を指しているのでしょうか。言いたいことが何か分かりません。単純に「今後発生のおそれがある跡地を考慮」でよいではありませんか。
- ③ 「区域は、・・・指針を定め、・・・管理を行う」との表現になっています。区域を主語にするなら、受身形にしましょう。

3 特徴とメリット

跡地等管理等区域は、公的な計画である立地適正化計画に位置付けられる区域であるため、行政の関与がある事が特徴<sup>④</sup>である。

# 令和 年度 技術士第二次試験答案用紙

○解答欄の記入は、1マスにつき1文字とすること。なお、英字・数字は1マスに2文字を目安とする。

そのため所有者等が、自ら適正な管理等を行うことが困難となった時、跡地等の適正な管理や整備が行うことができるよう、行政（市町村）から所有者等に対し、樹木の管理等の必要な情報の提供や支援を受けることができるメリット⑤がある。

以上

④ 行政の関与が区域の特徴と言えるのか疑義があります。

⑤ 跡地等管理指針を定めた場合、指導、助言、勧告ができるのではないのでしょうか。また、区域のメリットという問題の意図も良く分からないのですが、この記述が区域のメリットなのでしょうか。